

火気を使用する器具等を取り扱う催しの

主催者、出店者の皆様へ

平成 25 年 8 月 15 日、京都府福知山市の花火大会で多くの方が死傷した事故を受け、同じような事故を防止するため、火災予防条例を改正しました。

(平成 26 年 7 月 15 日施行・平成 26 年 8 月 1 日適用)

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて、火災が発生した場合には、初期消火が極めて重要です。そのため、このような場所で火気を使用する器具等を（以下「対象火気器具等」という。）取り扱う場合は、消火器の準備等が必要となります。

消火器の準備が必要な場合とは

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで、対象火気器具等を取り扱う場合です。

露店等の開設届出が必要な場合とは

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで、対象火気器具等を取り扱い、露店等を開設する場合です。

届出について

あらかじめ露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付して最寄りの消防署・分署まで届出（2部）をして下さい。

(届出様式は大隅肝属地区消防組合ホームページからダウンロードもできます。)

多数の者の集合する催しとは

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりをもつものを指すものであること。したがって、集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど）は対象外とします。

消火器の準備・露天等の開設届出の早見表

多数の方の集まる催し	確認項目		○印は該当 ×印は非該当	
	対象火気器具等の使用の有無	露天等の有無	露天等の出店者の対応	消火器の準備
パターン1	○	×	○	×
パターン2	○	○	○	○
パターン3	×	○	×	×
パターン4	×	×	×	×

火気を使用する器具とは

気体燃料、液体燃料若しくは固体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具。

（下図は一例です。）



かまど



カセットこんろ



発電機



薪



ガスボンベ



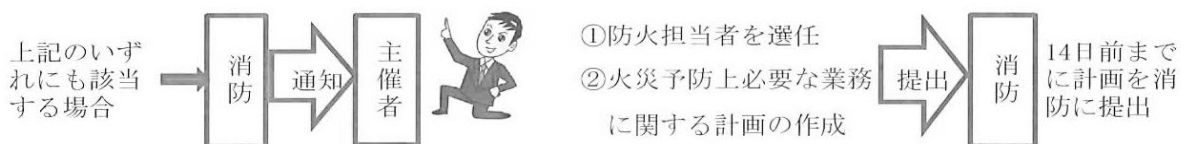
ガソリン

消火器について

- ・ 消火器を準備する方は、対象火気器具等を取り扱う方です。
- ・ 露店等を出店する場合は、1店舗に1本の消火器（能力単位1以上）を準備してください。ただし、初期消火の協力体制ができる場合には、対象火気器具等の使用実態に応じ、複数人で共有して消火器を準備することができます。
- ・ 消火器は、対象火気器具等の種別や周囲の可燃物等に適応したものを準備してください。（住宅用消火器は除く。）
- ・ 新品、中古の別は問いませんが、腐食や破損等がないものを準備してください。

大規模な屋外の催しは「指定催し」として指定

- (1) 公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催される催しであること。
- (2) 一日当たりの人出予想が10万人を超える催しであること。
- (3) 催しを主催する者が出店を認める露店等が100店を超える催しであること。



催しの開催形態により、不明な場合は下記担当までご相談ください。

問合せ先

大隅肝属地区消防組合

予 防 課 0994-41-7183
中 央 消 防 署 0994-40-9531
東 部 消 防 署 0994-63-5499
南 部 消 防 署 0994-22-1199
内 之 浦 分 署 0994-67-2591
佐 多 分 署 0994-26-0119
輝 北 分 署 099-486-0119